

令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制に向けた特例水準対象医療機関の指定について

令和6年4月から開始される医師の時間外労働の上限規制に向け、医療機関から申請を受け、令和6年1月の医療審議会にお諮りして意見をいただき、特例水準の対象医療機関を指定する。

○ 特例水準指定予定医療機関 2機関 (R5. 10. 31現在)

No	医療機関名	医療圏	指定対象医師の診療科 ()は医師数	特例水準
1	埼玉医科大学総合医療センター	川越比企	消化器・肝臓内科(9)、心臓内科(4)、血液内科(3)、消化管外科・一般外科(8)、肝胆膵外科・小児外科(11)、血管外科(2)、心臓血管外科(1)、脳神経外科(7)、小児科(24)、産婦人科(25)、高度救命救急センター(16)	B水準
2	埼玉医科大学病院	川越比企	小児科(4)、産婦人科(4)、救急科(2)、消化器・一般外科(2)	連携B水準
B水準：1機関 連携B水準：1機関 *重複して特例水準を申請する医療機関あり *上記の診療科名は、医療機関からの申請内容のとおりに記載				

○ 特例水準指定申請状況 0機関 (R5. 10. 31現在)

○ 特例水準指定申請における申請状況等について (R5. 10. 31現在)

令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制に向けた特例水準対象医療機関の指定について

○ 今後のスケジュール

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特例水準 指定手続き			●申請受付 開始	▶ 申請締切①					▶ 申請締切②		●水準指定	▶ ●結果通知 ●県HP等で公表
各協議会	●地域医療対 策協議会 (事前説明)			●地域医療構 想推進会議 (事前説明) ●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (事前説明)	●地域医療対 策協議会 (状況報告)	●医療審議会 (状況報告)		●地域医療構 想推進会議 (状況報告) ●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (意見聴取)		●地域医療対 策協議会 (意見聴取) ●医療審議会 (指定事項諮 問)		